

## 建築基準法第52条第7項第1号の規定による容積率の緩和を適用しない区域の指定

建築基準法第52条第7項第1号の規定による、容積率の緩和を適用しない区域を次のように変更する。

上段（ ）は変更前

用途地域の種類	指定する面積	指定しない面積	全体面積	指定する割合
第1種住居地域	約1,777ha	約8,1ha	約1,785ha	99.6%
第2種住居地域	(747) 約751ha	約18ha	(765) 約769ha	(97.6%) 97.7%
準住居地域	約303ha	約8.3ha	約311ha	97.4%
近隣商業地域	(195) 約196ha	約73ha	(268) 約269ha	(72.8%) 72.9%
商業地域	約219ha	約201ha	約420ha	52.1%
準工業地域	(1,328) 約1,333ha	約9.0ha	(1,337) 約1,342ha	(99.3%) 99.3%
合計	(4,569) 約4,579ha	約317ha	(4,886) 約4,896ha	(93.5%) 93.5%

「区域は別添都市計画図面表示のとおり」

## 理由

中心市街地の定住の誘導と郊外住宅地の居住環境保全の観点から、三池・高柳地区について、土地区画整理事業の進捗に伴い、暫定用途地域から本用途地域に変更する地域のうち第2種住居地域、近隣商業地域及び準工業地域を指定する。

建築基準法第52条第7項第1号  
の規定による容積率の緩和を適用しない区域

整理番号	面積(ha)	変更案	
		用途地域	容積率 建ぺい率
1-1	3.6	二住	200/60
1-2	1.3	近商	200/80
1-3	5.1	準工	200/60
合計	10.0		



地区名	三池・高柳地区
面積	10.0ha

